

# 米国における評定制度 (CAMELS)について

平成17年2月

金融庁検査局

## 米国における評定制度(CAMELS)について

### 1. 評定項目

各評定項目について5段階の評価を行うとともに、それらを踏まえて5段階の総合評定を行う(1が最高、5が最低)。

#### Composite Rating (総合評定)

##### Component Ratings

**C**apital Adequacy (自己資本)

**A**sset Quality (資産内容)

**M**anagement (経営)

**E**arnings (収益性)

**L**iquidity (流動性)

**S**ensitivity to Market Risk (市場リスクに対する感応性)

(注1) このほかに情報システム(IT)検査などの評定が加わり、(I)Informationなどが追加されることがある。

(注2) Management (経営)に最も重点が置かれる。

### 2. 行政対応等との連携

#### ○ 監督上の措置を決める一つの要素

総合評定が3以下⇒何らかの行政処分が課される可能性が高い。3以下でも経営(M)が高い場合には行政処分の内容が考慮されることもある。

#### ○ 検査周期

12ヶ月に1回⇒小規模かつ総合評定が2以上などの要件が満たされる場合には18ヶ月に1回になることもある。

#### ○ 監督・検査上の料金

総合評定が3以下の場合⇒追加料金が発生

#### ○ 預金保険料との関係

総合評定及び自己資本比率により料率が決定(可変保険料率)

### 3. その他

- 不服申立制度(Appeal Process)の存在 ⇒ 評定結果については基本的に検査において合意

(以 上)

## 米国における評価基準（総合評価）

### 要 約

- 評価の付与に当たっては、金融機関の規模、業務の性質・複雑性及びリスク特性などが考慮される。
- 総合評価(Composite Rating)と個別評価(Component Ratings)は密接な関係を有する。しかしながら、総合評価は個別評価を数値的に単純平均したものではない。金融機関の性質により重要視される個別評価項目は異なる。
- 経営環境の変化への対応能力は金融機関の全体的なリスク特性を左右する重要な要素であり、個別評価項目における経営能力(M)は総合評価を付与するに当たり特別な考慮がなされる。
- 評価結果は金融機関の取締役会及び上級管理職に対し公開される。
- 総合評価のランク毎の基準(要約)
  - 1・・・全ての面において健全であり、一般に個別評価は1あるいは2である。
  - 2・・・基本的に健全であり、一般に3より低い個別評価項目がない。
  - 3・・・個別評価項目のうち、監督上の留意を要するものが1つ以上存在する。一般的に4より低い個別評価項目はない。公式あるいは非公式の行政措置の対象となり得るが、破綻の可能性は少ない。
  - 4・・・危険かつ不健全な業務運営又は財務状況にある。基本的に公式の行政措置が検討される。問題及び弱点が十分認識・解決されない場合、破綻の可能性もある。
  - 5・・・極めて危険かつ不健全な業務運営又は財務状況にある。存続するには外部からの早急な財政面その他の援助が必要とされる。破綻の可能性も高い。

※共通金融機関評定システム（1996年12月9日連邦金融機関検査協議会(FFIEC)により採択されたもの（抜粋：仮訳））

### 総合評定（COMPOSITE RATING）

共通金融機関評定システムの下で、金融機関に対し財務状況及び業務運営に関し不可欠な6つの要素の評価及び評定に基づき総合評定が付与される。これらの個別評定は、自己資本の十分性、資産内容、経営、収益の質及びレベル、流動性の十分性及び市場リスクへの感応性である。個別評定の評価は、金融機関の規模、洗練度、活動の性質及び複雑性、そしてそのリスク特性を考慮する。

総合評定及び個別評定は1から5の数字の段階で示される。1は最も高い評定であり、強力なパフォーマンス及びリスク管理の実施を示し、監督上の留意が最も低いことを示す。5は最も低い評定であり、最も弱いパフォーマンス及びリスク管理の実施を示し、監督上の留意が最も高いことを示すものである。

一般的に、総合評定は個別評定と密接な関係を有する。しかしながら、総合評定は個別評定を数学的に平均して算出されるものではない。それぞれの個別評定は、個別評定項目を構成する要素の質的な分析及びその他の評定項目との相互関係に基づくものである。総合評定が付与される際には、金融機関の置かれた状況に応じて、他の個別評定項目より重点が置かれるものがある。総合評定の付与に際しては、一般的に金融機関の全体的な状況や健全性に深く関連する様々な要素を考慮する。総合評定及び個別評定は、金融機関の取締役会及び上級管理職に対し公開される。

環境変化に対応する経営の能力及び業務状況の変化や新しい業務あるいは商品の取扱いを開始することにより引き起こされ得るリスクを特定する能力は、金融機関の全般的なリスク特性を評価する重要な要素である。またこれらは監督上留意するレベルを決める重要な要素でもある。このような理由から、経営は、総合評定を付与するに当たり特別な考慮が与えられる。

さらに個別評定を付与する際には、業務におけるリスクを特定し、測定し、監視し、そして統制する経営が考慮される。しかしながら検査官は、適切な経営は規模、複雑性及びリスク特性に応じ、金融機関毎に大きく異なることを認識すべきである。単に伝統的な銀行業務に従事しており、その取締役や上級管理職が各々の役割において積極的に日常業務の監督や経営に関与しているような複雑でない金融機関にとっては、比較的基本的な経営システムや統制が適切である。より複雑な金融機関にとっては、より広い範

困の金融活動に対応し、上級管理職や取締役がそれぞれの役割において日常業務を監視し、指示を行うために必要な情報を提供するために、詳細かつ整った経営システム及び統制が必要とされる。すべての金融機関は適切にリスクを管理することが期待される。複雑でなく、高度でないリスク活動に従事している金融機関にとっては、強固あるいは良好な個別評定、総合評定を得るために、詳細かつ高度に整備された経営システム及び統制は要求されない。

検査官は、共通金融機関評定システムの下で個別評定あるいは総合評定を付す際に、外国支店あるいはその他の特定の検査において把握された点及びそれらにおいて付された評定を考慮する。特定の検査分野には、法令遵守、地域再投資、政府証券ディーラー、情報システム、地方証券ディーラー、名義書換代理人及び信託が含まれる。

総合評定は、金融機関の経営、事務、財務及び法令遵守のパフォーマンスを注意深く評価することを基本とする。金融機関の財務状況及び事務の状況を評価するために用いられる6つの鍵となる要素は、自己資本、資産内容、経営、収益の質及びレベル、流動性の十分性及び市場リスクに対する感応性である。評定の段階は1から5まであり、1は、規模、複雑性及びリスク特性に鑑みて強固なパフォーマンス及びリスク管理の実施を示し、監督上の関心が最も低いことを示すものである。5は、規模、複雑性及びリスク特性に鑑みて絶対的に欠陥のあるレベルのパフォーマンス及び不適切なリスク管理の実施を示し、監督上の関心が最も高いことを示すものである。総合評定は次のように定義される。

#### 総合評定 1

総合評定が1の金融機関は、すべての面において最も健全であり、一般的に各々の評定項目も1あるいは2である。特定される弱点も軽微であり、取締役会及び経営陣が通常対応可能である。これらの金融機関は変動するビジネス状況に最も耐久性があり、活動する圏内の経済の不安定性のような外部の影響に対し最も抵抗力がある。これらの金融機関は、法及び規則に対する十分な遵守態勢を有している。その結果、規模、複雑性及びリスク特性に鑑みて、最も強固なパフォーマンス及びリスク管理の実施を示し、何ら監督上の留意を引き起こさない。

#### 総合評定 2

総合評定が2の金融機関は基本的に健全である。金融機関が当該評定を受けるには、一般に個別評定の項目で3より低いものがあるとはならない。中程度の弱点のみ存在し、取締役会及び経営陣はこれらを是正する能力があり、かつ是正することに積極的である。

これらの金融機関は安定しており、景気変動に耐えることができ、かつ十分な法令遵守態勢を有する。総合的なリスク管理の実施は、金融機関の規模、複雑性及びリスク特性に応じたものであり、満足すべき水準にある。実質的な監督上の留意を要する根拠はなく、結果として監督上の措置は非公式かつ限定的なものにとどまる。

### 総合評定 3

総合評定が3の金融機関は、個別評定の各項目中の1つ又はそれ以上の項目において、ある程度の監督上の留意を示す。これらの金融機関は、深刻な弱点と中程度の弱点を併せ持つが、各個別評定項目は一般に4より悪くは評価されない。経営陣は、適切な期間内に弱点を効率的に認識する能力又は意欲を欠いているおそれがある。このグループに属する金融機関は一般に、総合評定が1あるいは2とされた金融機関に比べ景気変動に弱く、外的影響に対して脆い。さらに、これらの金融機関は深刻な法律及び規則への遵守態勢が欠如している状態にある可能性がある。リスク管理の実施は、金融機関の規模、複雑性及びリスク特性に鑑みて満足すべき水準にない。これらの金融機関は、公式あるいは非公式の措置の発動を含み、通常以上の水準の監督を要する。しかしながら、その総合的な強固さと財務能力に鑑みると破綻の可能性は低い。

### 総合評定 4

総合評定が4の金融機関は、危険かつ不健全な業務運営と財務状況を示す。これらは、十分でないパフォーマンスに帰着する深刻な財政的又は経営上の欠陥を有する。こうした金融機関の弱点及び問題は、深刻なものから決定的な欠陥にまで至り、取締役会及び経営陣によって満身に認識されておらず、解決もされていない。一般にこのグループに属する金融機関は景気変動に耐えることができない。これらの金融機関は深刻な法令及び規則に対する遵守態勢の欠如の状態にある可能性がある。一般に、金融機関の規模、複雑性及びリスク特性に鑑み、これらの金融機関のリスク管理の実施は容認できるものではない。厳正な監督上の注意が必要であり、このことはたいてい、問題と取り組むために公式措置が必要であることを意味する。このグループに属する金融機関は預金保険ファンドへの危険を示す。問題及び弱点が満身に認識されず解決されない場合、金融機関の破綻は明示的な可能性として想定される。

### 総合評定 5

総合評定が5の金融機関は、非常に危険であり、不健全な業務運営又は財務状態であることを示す。パフォーマンスは決定的に欠如しており、金融機関の規模、複雑性及びリスク特性に鑑みたリスク管理の実施は不適切である。これらの金融機関は最大の監督

上の留意を要する。問題の大きさと深刻さは、統制・是正に必要な経営陣の能力又は意欲を超えている。金融機関が存続するには、早急な外部からの財政面又はその他の援助が必要とされる。継続した監督上の注意が必要である。このグループに属する金融機関は預金保険ファンドに対し重要な危険を引き起こし、破綻の可能性も高い。

(以 上)

## 米国における評定基準（個別評定）

※共通金融機関評定システム(1996年12月9日連邦金融機関検査協議会(FFIEC)により採択されたもの(抜粋・要約))

### Capital Adequacy (自己資本)

金融機関においては、リスク及びそれらのリスクを特定し、測定し、監視し、統制する能力に見合う資本を維持することが求められる。自己資本を評定する際には、信用、市場、その他の諸リスクが金融機関の財務状況に与える影響を十分に考慮すべきである。当該金融機関特有のリスクの種類や量は、資本に係る潜在的リスクを適切に反映する監督上の最低水準を決定することになる。

金融機関の自己資本は、以下の評価項目に基づきランク付けされる。ただし、判断要素はこれらの項目に限定されるものではない。

- ・金融機関の資本及び総合的な財務状況のレベルと質
- ・緊急の資本注入の必要性に対処する経営能力
- ・金融機関の特性、傾向、問題資産の量及び貸倒引当金、その他財産性引当金の妥当性
- ・金融機関の特性、無形資産、市場リスク、リスクの集中、非伝統的事業に係る諸リスクに鑑みたバランスシートの構成
- ・オフバランス取引などのリスクエクスポージャー
- ・収益の質と強固さ及び配当の合理性
- ・過去の実績及び今後の業績見通しと計画
- ・持株親会社からの援助を含めた資本市場やその他資本調達へのアクセス

### 評 定

- 1：金融機関のリスク特性に対して強固な資本水準にある。
- 2：金融機関のリスク特性に対して十分な資本水準にある。
- 3：金融機関のリスク特性を支えるには不十分な資本水準にある。
- 4：資本水準に懸念がある。金融機関のリスク特性を踏まえると、金融機関としての存続が脅かされる恐れがある。
- 5：極めて不十分な資本水準。金融機関としての存続が脅かされており、株主やその他外部からの早急な財政上のサポートが必要である。

## Asset Quality (資産内容)

資産内容の評価は、貸付金及び投資のポートフォリオ、その他所有不動産、その他資産、オフバランスシート取引に関する実際及び潜在的な信用リスク量を反映する。信用リスクを特定し、測定し、監視し、統制する経営能力もここにおいて反映される。資産内容の評価に当たっては、貸倒引当金の妥当性、リース損失を考慮すべきであり、さらに取引相手や発行（振出）人、あるいは債務者との黙示的な契約のデフォルトに対するエクスポージャーの量を測定すべきである。金融機関が保有する資産の内容や市場性に影響を及ぼす可能性のあるすべてのリスク、すなわちオペレーティング、市場、風評、戦略又は法令等遵守に係る諸リスク（これらに縛られるわけではないが、）が考慮されるべきである。

金融機関の資産内容は、以下の評価項目に基づきランク付けされる。ただし、判断要素はこの項目に限定されるものではない。

- ・ 査定基準の妥当性、与信管理の健全性、リスク検証の適切性
- ・ オン/オフバランスシートにおける要管理債権、不良資産の水準、分類、重症度、傾向
- ・ 貸倒引当金及びその他評価性引当金の妥当性
- ・ 短期のコミットメント、クレジットデリバティブ、商業信用状、銀行保証状、クレジットライン等のオフバランスシートの取扱いから起因、伸縮する信用リスク
- ・ 投融資ポートフォリオにおける分散化や性質
- ・ 有価証券引受業務、取引業務における取引先への情報公開の程度
- ・ 資産集中の状況
- ・ 貸付及び投資方針、手順、実行の妥当性
- ・ 問題資産に関する適時な検証、及び情報収集をはじめとした、適切な資産管理能力
- ・ 内部管理と経営情報システムの妥当性
- ・ 信用調査における特例の規模と性質

### 評 定

- 1：強固な資産内容を有し、与信管理が行われている。認識される弱点は軽微であり、資本の保持と経営能力に関するリスクエクスポージャーは小さい。
- 2：十分な資産内容を有し、十分な与信管理が行われている。分類及びその他の弱点の水準や重大性を踏まえた監督上の懸念は小さい。リスクエクスポージャーは、資本の保持及び経営能力に見合っている。
- 3：資産内容又は与信管理が不十分な水準にある。資産の質の劣化や、リスクエク

スポージャーの増加の兆候が見られる。分類資産や、その他の弱点、諸リスクのレベルと重大性に鑑みて高いレベルの監督上の留意を要する。与信管理とリスク管理の向上が必要。

- 4：資産内容又は与信管理に懸念がある。リスクと問題資産のレベルは深刻であり、コントロールは不十分である。このまま含み損が放置されれば、金融機関としての存続が脅かされる恐れがある。
- 5：資産内容又は与信管理が極めて不十分であり、金融機関としての存続の危機が差し迫っている。

## Management（経営管理）

当該評定では、金融機関の業務におけるリスクを特定し、測定し、監視し、統制する取締役会や経営陣の能力、健全性及び適切な法規則に従った効率的なオペレーションを行う能力が反映される。一般的に取締役は、日々のオペレーションに積極的に関与する必要はない。しかしながら、許容できるリスクエクスポージャーの水準を明確に示すこと及び確立された適切な施策、手順、方法を確保しなければならない。上級経営者は、取締役会の決めた目標、目的、リスクリミットを盛り込んだ分別ある運営規準を踏まえたポリシー、手順、方法の向上及び実施について責任がある。金融機関の業務、運営方法の特性及び範囲に応じて、信用・市場・オペレーショナル・風評・戦略・法令遵守・法務・流動性及びその他リスクなどリスクのすべて、もしくはその中のいくつかのリスクに対処する必要がある。健全な経営とは、取締役会や経営陣による積極的な監視、有能な人材、金融機関の規模や素養を考慮した適切なポリシー、手順、コントロール、適切な監査プログラム及び内部統制環境のメンテナンス、効果的なリスクモニタリング及び経営管理情報システムによって裏付けられるものである。この格付は、銀行業務のみならず、金融機関が関与するその他の金融サービスも含めた見地から、取締役会及び経営陣の能力を反映するものであるべきである。

経営陣及び取締役会の能力とパフォーマンスは、以下の評価項目に基づきランク付けされる。ただし、判断要素はこの項目に限定されるものではない。

- ・取締役会や経営陣における業務全般についての監督及び支援の水準と質
- ・経営状況の変化や新規業務、新商品の導入により生じる諸リスクへの対応及び企画立案に係る取締役会や経営陣の能力
- ・重要な活動のオペレーションやリスクに関する内部方針や統制の整合性及び妥当性
- ・組織の規模、複雑性、リスク特性に見合った経営情報やリスクモニタリングの正確性、適時性及び実行性
- ・効率的なオペレーション、信頼できる財政や規制上の報告、資産の保護、法令等遵守を図るための監査と内部管理及び法令遵守を図るための監査及び内部統制の妥当性
- ・法令等遵守
- ・監査人や監督当局からの勧告に対する対応
- ・深くかつ連続した経営
- ・取締役会や経営陣が支配的勢力や権限の集中から影響を受ける、又は受けやすさの程度

- ・ 補填方針と自己取引の回避
- ・ 地域社会の銀行業への期待に積極的に応える意欲
- ・ 組織としての総合的なパフォーマンス及びリスク特性

## 評 定

- 1 : 経営側と取締役会によって強いパフォーマンスを持ち、金融機関の規模、複雑さ及びリスク特性に応じた確固たるリスク管理が行われている。すべての主要なリスクは一貫して、効果的に特定し、測定し、監視し、統制されている。経営陣及び取締役会は、既存又は潜在的な問題やリスクに迅速かつ適切に対処する能力を持っている。
- 2 : 経営側及び取締役会は、金融機関の規模、複雑さ、リスク特性に応じた、十分なパフォーマンスとリスク管理が行われている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性に重大な影響を及ぼすものではなく、何らかの対応もなされている。概ね、主要なリスクや問題点は効率的に特定し、測定し、監視し、統制されている。
- 3 : 経営陣と取締役会のパフォーマンスに向上の必要があり、金融機関としての特性及び業務に応じたリスク管理としては不十分な水準にある。金融機関としての類型、規模、コンディションに鑑みると、経営陣と取締役会の手腕は、不十分である。問題点および主要リスクが十分には特定、測定、監視、統制されていない。
- 4 : 経営側および取締役会のパフォーマンスもしくはリスク管理に懸念があり、金融機関としての業務の特性の考慮が不十分となっている。問題点及びリスクエクスポージャーの水準は過大である。問題点及び主要リスクは、十分な特定、測定、監視及び統制が行われておらず、金融機関としての健全性を維持するためには、経営側及び取締役会による早急な措置が求められる。経営側もしくは取締役会の交代又は強化の必要のおそれがある。
- 5 : 経営側及び取締役会のパフォーマンスもしくはリスク管理が極めて不十分である。経営側及び取締役会は問題点を解決し、適切なリスク管理能力を持っていない。問題点及び主要リスクは十分な特定、測定、監視及び統制が行われておらず、現状、金融機関としての存続が脅かされている。経営側もしくは取締役会の交代又は強化が必要である。

## Earnings (収益性)

収益性の評価は、収益力の量と傾向だけでなく、収益の持続性や質に影響を及ぼす可能性のある要素も反映される。収益性の質と量は、ともに貸付損失及び貸付金や貸倒損失の追加を招来する、過度もしくは不十分な信用リスク管理によって影響を受ける。高水準の市場リスクは、企業収益を金利のボラティリティに極度にさらさせる可能性がある。収益性の質もまた、特別利益、一過性の事象、有利な税効果への過度の依存によって劣化する可能性がある。資金調達や運営費用のコントロール能力の欠如、不適切な実行や賢明とはいえないビジネス戦略、その他リスクのエクスポージャーの管理の不適切さや、統制が行われていないことによって、将来の収益は悪影響を被る可能性がある。

金融機関の収益性の評価は、以下の評価項目に基づきランク付けされる。ただし、判断要素はこの項目に限定されるものではない。

- ・ 傾向と安定性を含めた、収益性のレベル
- ・ 収益を保持するための十分な資本を投入する力
- ・ 収益の源泉と質
- ・ オペレーション関連費用の水準
- ・ いわゆる予算システム、予測の過程、経営情報システムの妥当性
- ・ 貸倒引当金その他評価性引当金の妥当性
- ・ 金利、外国為替、価格リスクといった市場リスクにおける収益性のエクスポージャー

### 評 定

- 1：強固な収益力を持っている。資産価値、成長率、収益の質、量及び傾向といったその他の要因を考慮しても、収益は、運営、十分な資産と引当水準を維持するのに十分満足のいくものである。
- 2：十分な収益力がある。資産価値、成長率、収益の質、量及び傾向といったその他の要因を考慮して、収益力は、運営、十分な資産及び引当水準を維持するのに満足できるものである。上記の査定要素の観点において収益性のレベルが十分であったとしても、収益性が比較的停滞もしくは若干衰退している場合は、評定2が付与される可能性がある。
- 3：収益性につき改善の必要がある。金融機関の全体的な状態、成長率、収益の質、量及び傾向といったその他の要因を考慮して、資本及び引当水準の増大や、運営を十分に支援していないおそれがある。
- 4：収益力に懸念がある。収益力が、オペレーション・適切な資本水準・引当水準を

維持するためには不足している。評定4の金融機関は、前年もしくはここ数年の純利益や純利子差益の異常なばらつき、深刻なネガティブな傾向の発生、脆弱な収益力、断続的な損失の発生、収益の大幅な落ち込みといったものが見られる可能性がある。

- 5：収益性が極めて不十分である。評定5の金融機関は、資本の目減りによって、その存続を脅かす明確な脅威である損失に直面している。

## Liquidity (流動性)

金融機関の流動性ポジションの適切性の評価に際しては、現下の水準や今後の見通しと比較した資金需要性のみならず金融機関の規模、複雑性、リスク特性に関連するファンドマネジメント手法の妥当性も考慮すべきである。一般的に、ファンドマネジメント手法は、金融上の債務を時期に合わせて適切に履行し、社会の、銀行に対するニーズを裏切らないための、十分な流動性レベルを維持することが可能となる点を明確にするべきである。

また、資金源の予定外の変化を管理する能力のみならず、最小の損失ですぐに資産を清算する能力に影響を与えるような市場環境の変化への対応を反映すべきである。

加えて流動性は、高コスト又は市場環境における金融ストレスや反転時には利用できない可能性のある資金源に過度に依存している下では維持されないことを、ファンドマネジメント手法において明確にすべきである。

流動性の評価は、以下の評価項目に基づきランク付けされる。ただし、判断要素はこの項目に限定されるものではない。

- ・ 現在及び将来のニーズと比較した資金繰りの妥当性、及び組織の運営やコンディションに悪影響を与えることなく資金繰り運営を行う能力。
- ・ 過度の損失を出すことなく、容易に現金化が可能な資産の可用性（有用性）
- ・ 金融市場やその他の資金源へのアクセス
- ・ オン/オフバランスシートにおける資金調達手段の多様性
- ・ 借入やブローカー預金といった、より長期の資産への資金供給における、短期・一時的な資金源への依存度
- ・ 預金の傾向と安定性
- ・ 特定の資産のプールを証券化あるいは売却する能力
- ・ 経営陣にファンドマネージメントの戦略、資金繰り方針、経営情報システム、流動性リスクのコンティンジェンシープランといった、流動性リスク管理態勢を、適切に特定、測定、監視、統制する能力があるか否か

### 評 定

- 1：強い流動性レベルがあり、十分に練られたファンドマネージメントが行われている。現在及び将来予想される流動性ニーズに対処するにあたり、好条件で十分な量の資金を調達できる信頼性の高い手段を持っている。
- 2：十分な流動性レベルがあり、ファンドマネージメントが行われている。現在及び将来予想される流動性ニーズに対処するにあたり、無難な条件により十分な

量の資金調達を行える水準を有している。ファンドマネージメントにおいて軽微な弱点が見られる可能性はある。

- 3 : 流動性の水準もしくはファンドマネージメントにおいて改善の必要がある。妥当な条件での資金調達手段に不安がある場合や、ファンドマネージメントにおいて見過ごせない弱点が見られる場合など。
- 4 : 流動性の水準もしくはファンドマネージメントに懸念がある。流動性ニーズに対処するにあたり、相応な条件での必要量に見合う資金調達の手段を持っていない、又は行うことができない。
- 5 : 流動性の水準もしくはファンドマネージメントが極めて不十分であり、金融機関としての存続が脅かされている。期日が近接した債務またはその他の流動性必要性に対処するために早急な外部からの財政支援が必要である。

## Sensitivity to Market Risk (市場リスク感応度)

市場リスクに対する感応性とは、金利、為替相場、物価、株価における変動が、金融機関の収益や経済資本に影響を与えうる程度のことである。この構成要素の評価に当たっては、市場リスクの特定、測定、監視、統制についての経営能力、金融機関の規模、業務の特性と複雑さ、そして市場リスクエクスポージャーの水準に対する資本と収益の妥当性が考慮されるべきである。多くの金融機関にとり市場リスクは、非取引的ポジションや、金利変動への感応性に起因する。いくつかの大手行にとっては、海外事業が市場リスクの重要な源泉となり得る。それ以外の金融機関では、トレーディング業務が市場リスクの主要な源泉となる。

市場リスクは、以下の評価項目に基づきランク付けされる。ただし、判断要素はこの項目に限定されるものではない。

- ・金利、外国為替、物価、株価が反転した場合における、収益や資本の時価価値への影響の受けやすさ
- ・経営陣に金融機関の規模、複雑性、リスク特性を踏まえて、市場リスクのエクスポージャーを特定、測定、監視、統制する能力があるか
- ・非トレーディングポジションから生じる金利リスクのエクスポージャーの特性及び複雑さ
- ・(必要に応じて) トレーディング及び海外のオペレーションから生じる市場リスクのエクスポージャーの特性及び複雑さ

### 評 定

- 1 : 市場リスクに対する感応性がうまく統制されており、収益状況や資本の状態に悪影響を与える可能性はごく僅かである。金融機関の規模、知識、受容した市場リスクに鑑みて確固たるリスク管理が行われている。収益と資本は、金融機関が有する市場リスクに対して十分な支援を提供できる水準にある。
- 2 : 市場リスクに対する感応性が適切に統制されており、収益状況や資本の状態に悪影響を与える可能性はあまり高くない。金融機関の規模、知識、受容した市場リスクに鑑みて、十分な水準のリスク管理が行われている。収益と資本は、金融機関が取る市場リスクに見合った支援を提供できる水準にある。
- 3 : 市場リスクに対する感応性について改善が必要もしくは、収益状況又は資本の状態に悪影響を与える見過ごすことのできない潜在的可能性がある。リスク管理は、金融機関の規模、知識、受容した市場リスクに鑑みて改善が必要である。収益と資本は、金融機関が取る市場リスクに対して必ずしも十分な支援を提供できているとは言えない。

- 4 : 市場リスク感応性について容認できない、もしくは収益状況又は資本の状態に悪影響を与える可能性が高い。リスク管理は、金融機関の規模、知識、受容した市場リスクに鑑みて懸念がある。収益と資本は、金融機関が取る市場リスクに対して不十分な水準である。
- 5 : 市場リスク感応性について容認できない、もしくは金融機関として取る市場リスクの水準は、差し迫ってその存続を脅かすものである。リスク管理は、金融機関の規模、知識、受容した市場リスクに鑑みて極めて不十分である。

## 米国 OCC における評価制度と銀行監督上の措置との関係

米においては、評価結果が銀行監督上の処分を考慮する上での一つの要素と位置付けられている。その概略は以下のとおり。

(概 略)

CAMELS 総合評点	非公式・公式措置の発動の目安
CAMELS 評価 1 及び 2	何らの措置もとられないか、あるいは総合評価が 1 あるいは 2 であっても一部改善を要する点を有する銀行に対しては、通常、改善のための口頭もしくは書面による確約を取り付ける、もしくは検査結果通知での注意事項の喚起 (Matters Requiring Attention; MRAs) を行うなどの措置がとられる。
CAMELS 評価 3	行政措置の検討を行うに際し、銀行のリスク特性の傾向や法令等遵守の状況など様々な要素が勘案される。典型的なケースとしては、銀行の経営陣が引き続き強力であり、高い評価を得ている銀行の場合には非公式措置が発動され、経営陣にかなりの弱点がある場合には公式措置の発動も検討される。更に、非公式措置に従わない場合、非公式措置を適用された銀行において検査で総合評価 3 が 2 回連続して付与された場合などの場合も公式措置が発動される要因となり得る。
CAMELS 評価 4 及び 5	これらの銀行は重大な問題を有しているため、業務停止命令あるいは条件が許せば早期是正措置が検討されることが前提となる。総合評価が 4 の銀行に対して非公式措置をとる際、あるいは総合評価が 5 の銀行に対して早期是正措置あるいは業務停止命令以外の措置をとる際には銀行監督担当の上級副通貨監督官の承認を要する。

## ※OCC : Policies & Procedures Manual (PPM) 5310-3 より抜粋 : 仮訳

～行政措置の程度を決定する要因について～

### A. 総論

行政措置は、対象の金融機関特有の状況に応じたものであり、その欠陥部分を正し、可及的速やかに銀行を安全で健全な状態に戻すことを目的とするものであるべきである。行政措置の程度はいくつかの要素に基づく。

非公式措置が適した対応であるかどうかの判断、及び、どの非公式措置が適当であるかの決定は、次の要素に基づく：

- (i) 銀行の全体的な状況（現在及び今後の予測）、
- (ii) 銀行の問題及び弱点の性質、程度及び深刻性
- (iii) 銀行の取締役会と経営陣が、適正な期間内に認識された問題点及び弱点を正すことに対するコミットメント及び能力をどのように発揮するか

他の非公式措置と異なり、健全化命令は、銀行が非公式措置への対応（承認された健全化計画）がなされなかったことのみに基づき、OCC に公式措置（健全化命令）を発する能力を提供する。しかしながら、他の非公式の行政措置と同様に、健全化命令は一般的に問題が限られた狭い範囲で是正可能であり、取締役会及び経営陣が問題点及び弱点を正すことに全力を注ぐことを確約し、かつその能力があると認められる場合にのみ適用されるべきである。

銀行が、措置に定められた適正な一定の期間に、強力な正当な事由なく非公式な行政措置の遵守ができなかった場合には、未解決の欠陥や懸案事項に対処するよう、監督担当部局は即時に公式の行政措置を開始すべきである。

公式の行政措置はまた、銀行の格付けや、問題の深刻度に基づいた適正な最初の動きかもしれない。公式の行政措置が使用されるべきか否かを決定する場合には、以下の点を考慮することが重要である。

- (i) 銀行の CAMELS 総合評定
- (ii) 銀行の問題点及び弱点の深刻性
- (iii) 把握された欠陥を是正するための経営陣のコミットメント及び能力
- (iv) 以前確認されたが是正努力がなされなかった問題点又は弱点が存在するか否か

銀行が公式の行政措置の遵守ができなかった場合には、取締役会及び経営陣に対して

民事制裁金の賦課、連邦裁判所における措置、あるいは、場合によっては、銀行の売却、合併もしくは自主的な清算を含む新しい行政措置を行うなどの、追加的な行政措置を使用することが見込まれる。

## **B. 総合評価が1あるいは2の銀行**

総合評価が1あるいは2の銀行に対しては、検査官は問題点と弱点を是正することを確約するコミットメントレターを、銀行の上級経営者と取締役会から入手すべきである。これは検査結果報告書で把握された問題点、その他銀行の留意すべき事項に対するコミットメントを含むものである。担当検査官(EIC)と副通貨監督官補佐官(ADC)が、OCCが問題と認識する事項に対処するために、他の方策(例:口頭もしくは書面による確約、要注意事項(MRAs)への回答、これらに相応するもの、あるいはこれまでに採られた措置の繰り返し)が適当であると判断した場合には、そのようなコミットメントは一般的に行政措置という形式をとる必要はない。取締役会もしくは経営陣に対する信頼が低い場合、特にリスク特性が変化している場合には、是正措置は一般的に対象範囲や深刻性において増加すべきである。より強力な措置を行うよう勧告する決定についてはEIC及びAVCが責任を負う。そして措置の形式は欠陥の深程度、及び、銀行経営陣と取締役会の、それらの欠陥を是正するためのコミットメントと能力によって決定されるべきである。

## **C. 総合評価が3の銀行**

総合評価が3の銀行に対する是正措置を考慮する際には、EICとADCは、銀行の総合的な状況と見通しを評価する必要がある。すなわち、; リスク特性の傾向; 過去の批判もしくは監督上の措置に対する遵守状況の記録; そして、全ての確認された欠陥を適時に是正し、銀行を安全で健全な状況に戻すための経営陣と取締役会の能力と意欲面での信頼度合いである。強力な経営陣で一般的に良好な評価を得ている銀行は、仮に改善措置が早急に実行される状況であれば、非公式強制措置となることが考えられる。弱い経営陣もしくは経営陣に対する評価が「十分である(satisfactory)」未満である銀行、そして、経営陣と取締役会が是正措置をとる能力と意欲が不確実である場合は、公式の行政措置がとられることが想定される。さらに、非公式措置を受けた後、検査で総合評価3が2回連続した場合には、銀行が非公式強制措置を遵守しており公式措置を採るべき新たな状況が存在しない場合でない限り、通常公式措置が採られるべきである。

## **D. 総合評価が4あるいは5の銀行**

能力、協力、及び誠実さ、そして経営陣と取締役会のコミットメント、もしくはオーナーシップが強制措置の決定に関する要素である一方で、総合評価が4あるいは5の銀

行は、深刻な問題を抱え、倒産の可能性がより高いため、業務停止命令 (cease and desist order) もしくは法的に可能であれば、早期是正措置をとることが強く想定される。総合評定が4の銀行に非公式措置をとること、もしくは総合評定5の銀行に対して早期是正措置あるいは業務停止命令以外の措置をとることは、銀行監督運営を所掌する上級副通貨監督官の特別な許可を必要とする。

#### E. 顕著、重要な問題又は弱点

銀行の総合評定、財務状況もしくは経営陣の過去の協力度合い又は彼らの能力とは別に、以下の場合には公式の行政措置が想定される：

- ・ 銀行が深刻な問題を経験している、もしくは銀行のシステムや管理、内部監査計画、運営方針、業務手法、経営陣の情報システムに弱点がある(例：危険かつ健全でない業務運営方法)場合、格付けや銀行の収益、財務状況の変更があっても、これらの問題が解決されていないとき
- ・ 銀行に損害が発生するしないにかかわらず、上級経営者や取締役会メンバーを含む内部者としての地位を利用した不正行為があったとき
- ・ 深刻な法令遵守上の問題や重要な法令違反がある場合
- ・ 銀行が、これまでに確認された深刻な問題点あるいは弱点を是正するための監督上の取組みに対して適切に対処することを無視あるいは拒否する場合もしくはそれが不可能な場合
- ・ 銀行が、帳簿や記録を適切に保存することを怠り、拒否し、あるいはそれが不可能な場合、検査が行われる方法・時間・場所に不当に制限を加える場合、また検査官が人事情報や帳簿・記録にアクセスすることを制限し、結果的に検査官が真の状況について判断できない場合
- ・ 検査報告書で確認された深刻な問題あるいは弱点への対応策として受け入れられた言明や非公式の行政措置あるいは比較的厳格でない行政措置に違反している場合

(以 上)

**米国 OCC における銀行監督上の措置の概要**  
(OCC POLICIES & PROCEDURES MANUAL PPM5310-3 より作成)

○非公式措置 (Informal Actions) →比較的厳しくない措置であり非公表<sup>1</sup>とされている。

措置の種類	措置の概要
①コミットメントレター (CL; Commitment Letter)	OCC が銀行監督上把握した問題点などを是正することを銀行側が確約するもの。OCC により作成される場合もあれば、銀行側が作成する場合もある。コミットメントレター自体は法的性質を有するものではないが、それに反する行為は公式措置の必要性を裏付ける強力な証拠となり得る。
②覚書 (Memorandum Of Understanding: MOU)	法的性質はコミットメントレターと同様であるが、原案を OCC が作成する点などにおいて異なる。様式及び内容は公式措置と類似している。
③健全化計画 (Approved Safety and Soundness Plan under 12CFR30 (12USC 1831p1) ) の承認	法令 USC1831-p1 及び 12CFR30 の下で、OCC は銀行に対し健全性基準に合致していない旨の通知を発出し、健全化計画提出を要求することができる。同計画が OCC により承認された場合に、非公式措置として機能する。OCC の承認可能な計画を提出しなかった場合や、計画を実行できなかった場合には、基本的に公式措置としての健全化命令 (Safety and Soundness Orders) が発出される。

<sup>1</sup> 非公式措置は非公表であるが、SEC (Security Exchange Commission: 証券取引委員会) 規則に従い上場している銀行は、自主的に非公式措置を公表しているところが多い。

○公式措置 (Formal Actions) → 重大な問題を取扱う重要な措置であり基本的に公表される。

	措置の概要
<p>④法令 12 USC 1818 に基づく命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意に基づく命令 (Consent Order)</li> <li>・ 業務停止命令 (Cease and Desist Order)</li> <li>・ 一時業務停止命令<sup>2</sup> (Temporary Cease and Desist Order)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「同意に基づく命令」は、資産処分制限、銀行の資産増加制限、第三者との契約に対する支払い制限・強制等を含む強制的な是正措置命令(業務停止命令)であり、銀行側の同意がある場合のものである。同命令に意図的に違反した場合には、管財人への移行措置となる要因にもなる。</li> <li>・ 「業務停止命令」は、法的性質は同意に基づく命令と同じであるが、同意に基づく命令が銀行側との同意に基づくものに対し、業務停止命令は OCC より独自に発出される点などにおいて異なる。</li> <li>・ 「一時業務停止命令」は、緊急の命令が必要な場合に発出される。一時業務停止命令が発出され、10 日以内に銀行は裁判所に対し不服を申し立てることができるが、効力は裁判所により否決されるか、正式な命令に置き換わるまでは有効とされる。</li> </ul>
<p>⑤法令 12 USC 1818 に基づく公式合意 (Formal Written Agreement)</p>	<p>OCC 及び銀行により署名された是正措置を含む合意文書。④と異なる点は、遵守できない場合、管財人への移行措置の要因とはならない点、連邦裁判所を通じて強制執行できない点とされている。</p>
<p>⑥早期是正措置命令 (Prompt Corrective Action Directive)</p>	<p>早期是正措置のうち裁量的適用措置を命ずる命令。④と本質的には効力は同等である。</p>
<p>⑦健全化命令 (Safety and Soundness Orders)</p>	<p>③の非公式措置において、計画の提出に失敗するか、計画不履行時に発出される命令(12USC 1831p1)である。同命令違反は、それのみでは管財人への移行措置の要因とはならない点が④と異なる。</p>
<p>⑧資本増強命令 (Capital Directive)</p>	<p>法令 12USC3907 に基づく資本増強命令であるが、他の命令が資本増強命令を含むため発出されることはまれである。同命令違反は、それだけでは管財人への移行措置の要因とはならない点で④と異なる。</p>

<sup>2</sup>一時業務停止命令は OCC としては非公表だが、裁判所での審議が一般的に公表されるため、実質的に公表。

## 米国 OCC における評定と検査頻度の関係 (12C.F.R. Part4 より抜粋：仮訳)

### 4.6 国法銀行に対する検査頻度

#### (a) 概要

OCC は 12U. S. C. 481 及び 12 U. S. C. 1820(d) の要請に基づき国法銀行に対する検査権限を有する。OCC は、フルスコープかつオンサイトの検査を少なくとも 12 ヶ月に 1 回すべての国法銀行に対し実施する。

#### (b) 一部の小規模金融機関に対する 18 ヶ月ルール

OCC は次の要件が満たされれば、(a)に規定された 12 月に 1 回でなく、少なくとも 18 ヶ月に 1 回フルスコープかつオンサイトの検査を実施してもよい。

- (1) 国法銀行が 2 億 5000 万ドル以下の資産を有する場合、
- (2) 国法銀行が 12CFRpart 6 に規定する十分に自己資本を有する (well capitalized) ものである場合
- (3) 直近の検査において、OCC が良好に経営されている (well managed) と判断した場合
- (4) 直近の検査において、OCC が際立っている (outstanding) あるいは良好 (good) と判断した場合。すなわち、共通金融機関評定システムにおける総合評定が 1 あるいは 2 である場合
- (5) 国法銀行が、FDIC、OCC あるいは FRB からの命令に基づく公式の行政措置を受けている状況にない場合
- (6) 通常フルスコープの検査が行われる直近 12 ヶ月以内に何人にも経営権が委譲されていない場合

#### (c) より頻度の高い検査を実施する権限について

このセクションは、OCC が必要に応じより頻度の高い検査を実施する権限を妨げるものではない。

(注) OCC に比べ比較的小規模の国法貯蓄金融機関を監督する OTS においても若干基準が異なるが、ほぼ同様の検査周期に関する規定が設けられている。

(以 上)